

使用前確認申請書の変更について

原発本第 236 号
令和 4 年 3 月 30 日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九州電力株式会社
代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

令和 4 年 3 月 7 日付け原発本第 216 号をもって提出しました玄海原子力発電所第 3 号機使用前確認申請書の記載事項を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 3 項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 使用前確認申請書

玄海原子力発電所第3号機

使用前確認申請書

原発本第216号（令和4年3月7日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書

変更の内容	玄海原子力発電所第3号機の改造の工事 (変更前)	
	使用前確認を受けようとする使用事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（表1） 期日 自 令和4年 4月 6日 至 令和5年 10月 場所 玄海原子力発電所 三菱重工業株式会社 ・原子力セグメント（神戸地区） （兵庫県神戸市兵庫区和田崎町） ・原子力セグメント（二見地区） （兵庫県明石市二見町南二見）
		工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査（表3-1） 期日 自 令和4年 4月 20日 至 令和5年 12月 場所 玄海原子力発電所
		工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査（表6） 期日 令和5年 10月 場所 玄海原子力発電所
		工事の工程 工事完了時の検査（表7） 期日 令和5年 12月 場所 玄海原子力発電所
		工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日 自 令和4年 4月 20日 至 令和5年 12月 場所 玄海原子力発電所
	申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和5年 12月

(変更後)	
変更の内容	<p>工事前の確認 構造、強度又は漏えいに係る検査 (表 1)</p> <p>期日 自 令和 4 年 4 月 6 日 至 令和 6 年 2 月</p> <p>場所 玄海原子力発電所 三菱重工業株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力セグメント (神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) ・原子力セグメント (二見地区) (兵庫県明石市二見町南二見)
	<p>工事前の確認 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 (表 3 - 1)</p> <p>期日 自 令和 4 年 4 月 20 日 至 令和 6 年 3 月</p> <p>場所 玄海原子力発電所</p>
	<p>工事前の確認 臨界反応操作を開始できる段階の検査 (表 6)</p> <p>期日 令和 6 年 2 月</p> <p>場所 玄海原子力発電所</p>
	<p>工事前の確認 工事完了時の検査 (表 7)</p> <p>期日 令和 6 年 3 月</p> <p>場所 玄海原子力発電所</p>
	<p>工事前の確認 品質マネジメントシステムに係る検査 (表 9)</p> <p>期日 自 令和 4 年 4 月 20 日 至 令和 6 年 3 月</p> <p>場所 玄海原子力発電所</p>
<p>使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事前の確認、期日及び場所</p>	<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p> <p>令和 6 年 3 月</p>

<p>変更の内容</p>	<p>原子炉本体に係る工事の場合、原子炉本体を試験のために使用するときは、発電用原子炉施設の一部が完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときは、その使用の期間及び方法を</p> <p>■使用の期間 自 令和6年2月 至 本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法 燃料体を挿入できる段階において、原子炉内に燃料体を挿入し、一次冷却系統を昇温・昇圧して、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性の確認を行うことにより原子炉容器の健全性を確認する。 その後、臨界反応操作を開始できる段階において、原子炉を臨界にさせ、出力を上昇し、定格熱出力状態において、原子炉容器が安定して連続運転できることを確認することにより原子炉容器の健全性を確認する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。</p>
<p>変更の理由</p>	<p>玄海原子力発電所第3号機の原子炉容器上部ふた取替工事の工事工程の見直しに伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」、「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」及び「原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するときは、発電用原子炉施設の一部が完成した部分であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときは、その使用の期間及び方法を」を変更する。</p>

- 2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書
添付に示す。
- 2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし
- 2. 4 添付資料-3 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書
変更なし
- 2. 5 添付資料-4 原子炉本体の試験使用を必要とする理由を記載した書類
変更なし

